

社会福祉法人禅心会 役員報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人禅心会の役員及び評議員（候補者を含む）等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 評議員は定款第8条に定めるとおり無報酬。役員（理事、監事）は定款21条第1項の定めるとおり、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員（理事、監事）・評議員（候補者を含む）、評議員選任・解任委員が、理事会・評議員会、評議員選任・解任委員会等に出席した場合は、1回当たり5,000円を費用弁償として支給する。ただし、施設の職員（理事長、施設長等）が役員の場合は支給しない。

(改正)

第4条 この規程の改正は、理事会及び評議員会の議決を得てから改正する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。